

第3章 仕事と生活の調和実現の状況

※ 本章は、「憲章」における「仕事と生活の調和が実現した社会の姿」の具体的な3つの社会（就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会）に沿って記載している。

第3章第1節 数値目標設定指標の動向

- 「行動指針」において数値目標を設定している14項目の指標について、2020年の目標数値に向けた進捗状況を「順調に進捗」、「順調ではないものの進捗」、「進捗していない」に分けたところ、「就業率」については、年代によってそれぞれ進捗の度合いに差が出ているが、その他の13項目については、「順調に進捗」が3項目、「順調ではないものの進捗」が7項目、「進捗していない」が3項目となっている。

「行動指針」では、政策によって一定の影響を及ぼすことのできる14項目について、取組が進んだ場合に達成される水準として数値目標を設定しています。

以下、数値目標設定指標について、数値目標に設定された指標の動きを概観します。その際、目標設定時から、2020年の目標値に向けて直線的に進捗すると仮定した場合の直近の想定値を算出し、これを達成している項目を「順調に進捗」、達成していないものの目標設定時より進捗している項目を「順調ではないものの進捗」、目標設定時の数値より目標までの差が拡大している項目を「進捗していない」と整理しました(図表3-1-1、図表3-1-2)。

※(注)「憲章」・「行動指針」策定時より調査対象が変更されている項目については、新指針策定時あるいは比較可能な最も古い数値(遡及値があるものについては遡及値)と直近値を比較している。

【図表3-1-1 数値目標設定指標の動向】

	行動指針策定時 (2007.12)	新行動指針策定時 (2010.6)又は 最新値と比較可能な 最も古い数値(**)	最新値 【注1】	目標値 (2020年)
I 就労による経済的自立が可能な社会				
① 就業率(Ⅱ、Ⅲにも関わるものである)				
20～64歳	-	74.6%(2009)	76.4%(2013)	80%
15歳以上	-	56.9%(2009)	56.9%(2013)	57%
20～34歳	-	73.6%(2009)	75.4%(2013)	77%
25～44歳 女性	64.9%(2006)		69.5%(2013)	73%
60～64歳	52.6%(2006)		58.9%(2013)	63%
② 時間当たり労働生産性の伸び率 (Ⅱ、Ⅲにも関わるものである)	1.6%('96-'05年度の10年 間平均) ⇒ 遡及改定値 1.7%		1.2%('04年度-'13年度の 10年間平均) 【注2】	実質GDP成長率に関する 目標(2%を上回る水 準)より高い水準(※)
③ フリーターの数 *	187万人(2006)(2003年に 比しての217万人)		182万人(2013)	124万人 ※比して約半減
Ⅱ 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会				
④ 労働時間等の課題について労使が話し合い の機会を設けている割合【注3】	41.5%(2007)	40.5%(2010)**	60.6%(2013)	全ての企業で実施
⑤ 週労働時間60時間以上の雇用者の割合 *	10.8%(2006)		8.8%(2013)	(10.0%(2008)から) 5割減
⑥ 年次有給休暇取得率*【注4】	46.6%(2006)	46.7%(2007)**	48.8%(2013)	70%
⑦ メンタルヘルスマスクに関する措置を受けられる職場の 割合 *	23.5%(2002)		60.7%(2013)	100%
Ⅲ 多様な働き方・生き方が選択できる社会				
⑧ 在宅型テレワーカーの数	-	330万人(2008)	720万人(2013)	700万人(2015年)
⑨ 短時間勤務を選択できる事業所の割合 (短時間正社員制度等)	(参考)8.6%以下(2005) 【注5】	13.4%(2010)** 【注5】	20.1%(2013)	29%
⑩ 自己啓発を行っている労働者の割合 *				
正社員	46.2%(2005)		44.3%(2012)	70%
非正社員	23.4%(2005)		17.3%(2012)	50%
⑪ 第1子出産前後の女性の継続就業率 *	38.0%(2000-2004) ⇒ 遡及改定値 39.8%		38.0%(2005-2009)	55%
⑫ 保育等の子育てサービスを提供している割合				
保育サービス(3歳未満児)	20.3%(2007)		27.3%(2014)	44%(2017年度)
放課後児童クラブ(小学1～3年)	19.0%(2007)		25.3%(2014)	40%(2017年度)
⑬ 男性の育児休業取得率 *	0.50%(2005)		2.03%(2013)	13%
⑭ 6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事 関連時間	1日当たり60分(2006)		67分(2011)	2時間30分

注1 最新値は、データ公表時期の関係で、必ずしも最新の状況が反映されているわけではないことに留意が必要。

注2 時間当たり労働生産性の推計に必要な「国民経済計算」、「労働力調査」、「毎月勤労統計調査」のうち、「毎月勤労統計調査」は、岩手県、宮城県及び福島県を中心に、2011年2～5月値について東日本大震災による影響が出ている可能性がある。

注3 2010年から、調査対象が「農林業、医療・福祉業、教育・学習支援業、サービス業を除く従業員数30人以上の企業」から「農林業を除く従業員数30人以上の企業」に変更されている。

注4 2007年から、調査対象が「本社の常用労働者が30人以上の民間企業」から「常用労働者が30人以上の民間企業」に変更されている。
(参考)2006年以前の調査方法による平均取得率は、2008年は48.1%、2009年は48.2%、2010年は49.3%である。

注5 2010年度の値は「平成22年度雇用均等基本調査」より、2005年の値は「平成17年民間企業の勤務条件制度等調査」より参考値として作成しており、短時間勤務制度の事由(複数回答)のうち、「自己啓発」、「地域活動」、「高齢者の退職準備」、「その他事由」、「事由を問わず認める」について集計。

※「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る経済成長を目指す。」、「2%を上回る実質成長率を実現するためには、それを上回る労働生産性の伸びが必要である。」とあることを踏まえたもの。

*は、仕事と生活の調和推進のための行動指針の数値目標に注記はないが、「新成長戦略」において、「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る経済成長を目指す」等としていることを前提としているもの。

<凡例>

行動指針策定時(平成19年12月)(策定時より調査対象が変更されている項目については、新指針策定時あるいは比較可能な最も古い数値)と直近値を比較。

青文字:順調に進捗(目標設定時から2020年の目標値に向けて直線的に進捗すると仮定した場合の直近の想定値を達成している)

黒文字:順調ではないものの進捗(上記想定値を達成していないものの目標設定時より進捗している)

赤文字:進捗していない(目標設定時の数値より目標までの差が拡大している)

【図表3-1-2 数値目標の達成に向けた進捗状況】

【数値目標の達成に向けた進捗状況】	
順調に進捗している (目標設定時から2020年の目標値に向けて直線的に進捗すると仮定した場合の直近の想定値を達成している)	①就業率(25～44歳女性)(60～64歳)
	④労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合
	⑧在宅型テレワーカーの数
	⑨短時間勤務を選択できる事業所の割合
順調でないものの進捗している (上記想定値を達成していないものの目標設定時より進捗している)	①就業率(15歳以上)(20～34歳)(20～64歳)
	③フリーターの数
	⑤週労働時間60時間以上の雇用者の割合
	⑥年次有給休暇取得率
	⑦メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合
	⑫保育等の子育てサービスを提供している割合
	⑬男性の育児休業取得率
⑭6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間	
進捗していない (目標設定時の数値より目標までの差が拡大している)	②時間当たり労働生産性の伸び率
	⑩自己啓発を行っている労働者の割合
	⑪第1子出産前後の女性の継続就業率

本章第2節以降は、「憲章」で示している「仕事と生活の調和が実現した社会の姿」の具体的な3つの社会— ①就労による経済的自立が可能な社会、②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、③多様な働き方・生き方が選択できる社会 —について、分析結果をもとに最近の動向を概観します。

なお、「①就業率」のうち、「20～64歳」、「15歳以上」、「20～34歳」と、「⑧在宅型テレワーカーの数」については、2010(平成22)年6月の改定で追加・変更された指標であるため、図表3-1-1では「行動指針」策定時の実績値を記載していません。

また、数値目標設定指標の動向のうち、以下の項目及び図表については、東日本大震災の影響により、2011年の数値は岩手県、宮城県及び福島県(被災3県)を除く全国の結果のみ記載しています。当該3県を除く2011年の数値と前年とを正確に比較するため、図表上は、全国の2010年の数値に加えて遡及集計した当該3県を除く全国の2010年値も記載しており、本文中の比較については、2010年、2011年とも被災3県を除く数値を用いています(対前年増減等を含む)。

⑤週労働時間60時間以上の雇用者の割合 図表3-3-2

⑨短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等) 図表3-4-2

⑬男性の育児休業取得率 図表 3-4-7

(参考) 平成 22 年（2010 年）6 月の「行動指針」の改定で、「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）等との整合性を取りつつ、2020 年の目標値が設定されました。また、指標についても一部見直しがされ、「①就業率」について、「65～69 歳」が削除、全体を見る指標として「20～64 歳」と「15 歳以上」の区分が追加、若年層を見る指標として「25～34 歳男性」に代えて「20～34 歳」が採用されたほか、「⑧在宅型テレワーカー数」を「テレワーカー比率」に代えて設定、「女性の育児休業取得率」については、改定前に 2012 年までに 80%と設定していた目標値を 2007 年に達成したことから削除されました。